

## 宇治茶世界文化遺産登録推進プラットフォーム 規約

### (名称及び目的)

第1条 本会は、宇治茶世界文化遺産登録推進プラットフォーム（以下、本会）と称し、宇治茶の世界文化遺産登録に向けた地域の取組を推進するため、官民一体となり各種取組の企画立案及び実施を円滑に行うことを目的とする。

### (構成)

第2条 本会は、前条の目的に賛同する者を持って構成する。

2 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 1名

(3) 会計 1名

3 代表は、構成員の互選により選出する。

4 副代表及び会計は、代表が指名する。

5 役員の任期は、特に定めない。

### (役員の任務)

第3条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 代表は、本会を代表し会務を総括する。

(2) 副代表は代表を補佐し、必要のあるときはその職務を代行する。

(3) 会計は、本会の会計事務を執り行う。

### (事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行なう。

(1) 宇治茶の世界文化遺産登録に向けた本会が主体的に行う地域の取組の企画立案及び実施に関する事

(2) その他本会の目的達成に必要な事項に関する事

### (会議)

第5条 本会は、次の事項を決議する。

(1) 宇治茶の世界文化遺産登録に向けた本会が主体的に行う地域の取組の企画立案及び実施に関する事項

(2) その他必要となる事項

2 本会は、代表が招集する。

3 代表は、本会の議長となる。

### (経費)

第6条 本会の経費は、各種交付金、助成金及び寄付金等から支出する。

附則 この規約は、平成26年5月30日から施行する。

宇治茶世界文化遺産登録推進プラットフォーム役員

(敬称略)

役職名	所属職名	氏名
代表	京都文教大学 教授	森 正美
副代表	京都光華女子大学 非常勤講師	橋本 素子
会計	公益社団法人京都府茶業会議所 参事	吉田 一夫

(変更履歴)

平成27年6月30日(会計)

【変更前】公益社団法人京都府茶業会議所 常務理事 西口 勝巳

【変更後】公益社団法人京都府茶業会議所 参事 吉田 一夫